

後期高齢者医療被保険者証等が8月から新しくなります



現在の被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日までです。

8月1日から使用できる被保険者証（水色）は、7月下旬に簡易書留で郵送します。有効期限は、令和3年7月31日までの1年間となっています。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（水色）を医療機関の窓口に提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（水色）が届かない場合は、市役所 国保・年金係へお問い合わせください。

◆保険証の郵送を希望しない方へ

7月3日（金）までに市民生活課国保・年金係（電話75-4973）へご連絡ください。新しい保険証の受け取りは、7月20日（月）以降に、希望した窓口《市役所国保・年金係または浮羽市民課（市民センター2階）》へお越しください。

◆被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上（※）である場合には、3割となります。ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、市役所 国保・年金係へ申請すれば、自己負担割合は1割となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）

① 本人の収入が383万円未満

② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満



※住民税課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、かつ、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、被保険者の住民税課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となるときは、自己負担割合は1割となります（この場合の届出は不要です）。

※住民税課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から33万円を控除した金額）の合計額が210万円以下の場合には、自己負担割合は1割となります（届出は不要です）。

◆限度額適用認定証など（※）が8月に更新となります

現在使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和2年7月31日です。この認定証をすでにお持ちの方で、令和2年度も同じように認定証を発行できる条件の方には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

新たに認定証の交付を希望する場合は、市役所での申請が必要です。

（次ページへ続く）